

令和8年3月16日

令和8年第3回

# 農業委員会総会議事録

[ 総 会 ]

岩国市農業委員会

# 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和8年3月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 片山 剛	2番 藤村 幸生	3番 藤村 浩司
5番 林 聖文	6番 小林 識史	7番 小林 増次
8番 藤本 哲	10番 小橋 和紀	11番 黒崎 友美
12番 迫田 瑞恵	13番 佐崎 恭児	14番 中尾 正浩
15番 塚田 由美子	17番 藤中 京子	18番 梅川 仁樹
19番 原田 孝親		

3 本日の総会に欠席した委員は次のとおり

4番 隅 ふじ江	9番 松村 紀彦	16番 二武 富男
----------	----------	-----------

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局長 佐伯 史公	次 長 藤本 慎司
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	錦支所 中谷 和政
美和支所 田村 尚巳	事務局 飴屋 陽子
事務局 益賀 竜也	

5 会長は、午前10時00分、委員総数19名のうち、16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

5番 林 聖文	7番 小林 増次
---------	----------

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第10号 農用地利用集積等促進計画について  
議案第11号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」について  
議案第12号 「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)」について

報告事項

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について  
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について  
報告第6号 現況証明

8 議 事  
議 長

それでは、ただ今より令和8年第3回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、5番林聖文委員と7番小林増次委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

「議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

1番、2番の案件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番、2番について、事務局より一括して議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑。面積は、19㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、用地整理による贈与です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑及び田、現況畑。面積は、12㎡ほか1筆、合計13.99㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、用地整理による贈与です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 1 5 番

はい。それでは追加説明いたします。

申請地は、藤河出張所より北へ約2.7kmの場所に位置している農地です。

7の1の案件は、隣地所有者の譲受人が耕作しやすいようにブロック塀を設置したとき、一部が譲渡人の土地に入っていたため、その部分を分筆し、譲渡人が譲ることにしました。

同じく7の2の案件は、譲渡人が相続した20年前くらいに耕作しやす

いように隣接者と相談の上、畦ブロックを設置しましたが一部が隣接者の譲受人の土地に入っていたため、分筆をして譲受人に譲ることにしました。

3月5日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がございませんので、1番、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してございませう。

事 務 局

3番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,390 m<sup>2</sup>ほか2筆、合計2,739 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしてございませう、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されてございませう。

では、担当の小橋委員、追加説明をお願ひします。

第 1 0 番

追加説明をいたします。

申請地の内、          は由宇総合支所から南西へ約910mの場所に位置する農振農用地区域の第2種農地です。          と          は、由宇総合支所から西へ約580mの場所に位置する農振農用地区域外の第2種農地です。

譲渡人は、利用権設定で義理の母に耕作してもらってございませうが高齢により耕作が困難となったため、帰郷して農業に従事したいと考へてございませうの兄に安定的な農地利用を目的として譲ることとします。譲受人は、令和8年3月に帰郷し、当該農地で耕作する予定であり、利用権設定により適切に管理されてきた当該農地について義理の弟から譲り受けることとなりませう。

3月5日に事務局支所担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。問題となる点はなく、許可相当と判断いたします。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がございませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してございませう。

事 務 局

4番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑及び田。面積は、239 m<sup>2</sup>ほか9筆、合計5,528 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第 1 0 番

追加説明をいたします。

申請地は由宇総合支所から南西へ約 4.2 k mの場所に位置する農振農用地区域の第2種農地です。

譲渡人は、令和7年4月に夫から相続しましたが、東京在住のため維持が困難であるため、由宇町在住の夫の妹に譲ることとなりました。譲受人は東京在住の兄の妻から相続した農地を譲り渡したいという申し出があり、譲り受けることとなりました。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており経営規模の拡大及び土地の適正な利用を図り、当該農地で栽培した農産物を自身の飲食店で活用する予定です。

3月5日に事務局支所担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。問題となる点はなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、2,645 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第 1 0 番

追加説明をいたします。

申請地は由宇総合支所から南西へ約 1.5 k mの場所に位置する農振農用地区域の第2種農地です。

譲渡人は相続したものの農業を維持することは困難となったため、農地を手放そうと考えていたところ、譲受人は買い取ってくれることとなりました。譲受人は、新規で農業を始めるにあたり、父母の力を借りながら生まれ故郷の岩国市で農地を探していたところ、譲渡人から農地を売ってもらえることとなりました。

3月5日に事務局支所担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。問題となる点はなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、264㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の小林増次委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

はい。それでは説明をいたします。

この申請地は欽明路駅より南西に約300mのところにあります。1月に取り下げになった案件です。

譲渡人は高齢により耕作ができないため譲り渡すことにしました。譲受人は、耕作は容易であるし、元来農業経営に意欲があり、毎週広島より帰っているので、労力には問題がないように思います。作付けは野菜です。農機具等の保有もあり問題ありません。

再度2月27日に支所担当者と現地調査に行っております。3条許可は相当と思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、353㎡ほか1筆、合計1,238㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

説明します。

申請地は周東総合支所から、南東へ約1.1km、譲受人の自宅すぐ北に位置します。

譲受人は譲渡人の申請地を平成28年から借入地として耕作しており、譲渡人が高齢でもあり、申請地が居住地から遠隔地にあり、譲受人に相談

して相互合意に至ったものです。譲受人は、自営業で規模拡大を考えていたところでした。

3月3日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。3条許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑及び田。面積は、433㎡ほか1筆、合計1,241㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、遺言による遺贈です。

これは譲渡人の遺言に基づく包括遺贈の案件で、相続権のある子とその配偶者、及びその子の共有持ち分とする所有権移転の3条申請となります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の迫田委員、追加説明をお願いします。

第 1 2 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所から北へ約600mの場所に位置している農地です。今回の権利移動については、亡くなられた登記所有者が生前遺言書を作成されており、それに従い、遺贈されたものです。

譲受人は遺贈された農地に野菜や果樹を栽培し、耕運から収穫まで一連の作業を家族で行うとのことでした。

2月27日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

9番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,104㎡ほか1筆、合計2,391㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 1 8 番

前から失礼します。

申請地は岩国市役所高根出張所から北へ 1.8 km に位置しております。

申請理由は、譲渡人は申請地を相続したが身体不自由なため耕作できず、畜産業を営んでいる譲受人に譲渡するものです。譲受人は農事組合法人向峠の組合員であり、申請地も今までも譲渡人と農事組合法人向峠との間で利用権設定がされており、飼料用作物の生産の作業委託を受けていたものであり、所有後も農事組合法人向峠と利用券設定をして作業委託を受けるとのことです。

3月2日に現地調査を行いました。3条許可申請の要件は満たしており許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

次に、10番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

10番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、440 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 1 9 番

はい、それでは失礼します。

申請地は美和総合支所より北北東に約6 kmの農地です。

譲渡人は高齢のため農業を維持することが困難になりました。譲受人に贈与することとしました。譲受人は申請地を借り受けてすでに耕作しております。譲渡人から贈与をしたいという話がありまして譲り受けることにいたしました。

現地調査は3月6日に調査項目に従い、現地調査を行いました。何ら問題なく第3条許可は適当と思われ。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を許可することを決定します。

次に、11番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

11番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,428 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 1 9 番

申請地は美和総合支所から北北東に約4 kmの農地です。譲渡人は相続により農地を取得されましたが、高齢のため農地の維持管理が困難になったため、譲り渡すことにしたものです。譲受人は経営規模の拡大を考えていたところ、譲渡人からの農地を譲渡したいと申し出があり、譲り受けることにしました。農地調査は3月6日に調査項目に従い現地調査を行いました。問題なく3条許可が相当と思われる。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。  
(異議なし)  
異議がありませんので、11番を許可することを決定します。  
続いて、「議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。  
それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 玖珂地区  
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、330 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅です。農地区分は、一団の農振農用地内に位置する第1種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは、追加説明をいたします。  
申請地は玖珂支所より南西へ692mのところの位置しております。この案件は、昨年10月の総会において農振除外の審議がされて許可された農地です。現在隣接の 〇〇 番には高齢の母と弟が住んでおり、申請地に住居を構え、今後の生活の支援をするためということです。2月27日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従って調査いたしました。問題はなく、許可相当と思われる。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。  
(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、第1種農地の区分案件となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

続いて、「議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、988㎡ほか1筆、合計1,048㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電設備の設置及びその管理駐車場です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第15番

それでは追加説明をいたします。

申請地は藤河出張所より北へ2.7kmの場所に位置している農地です。譲渡人は今後耕作する予定もなく、草刈り等の管理が難しく、譲受人より提案があり、受け入れることにしました。譲受人は太陽光発電の実績があり、事業計画書によりますと国が進める脱低炭素化には太陽光発電が不可欠と思われ、その取り組みの協力を行いたい、また年間50件の太陽光発電の設置を計画しているとのことです。水路は引き続き利用し、草刈り等の管理は年2回行い、安全のためフェンスを設置するとのこと。なお、作業中、車止めに使用する所はすでにコンクリートが張られており、始末書が提出されております。

3月5日に事務局職員と調査項目に従い、調査を行いました。事業計画書、資金計画書、近隣住民説明結果報告書も添えられており、5条許可は適当と思われま。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

なお、11番黒崎委員におかれましては、「農業委員会に関する法律」第31条に該当しておりますので、退席願います。

(委員退席)

では、事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 由宇地区

権利の種類は、賃借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、699 m<sup>2</sup>の内 287 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第 1 0 番

追加説明をいたします。

申請地は由宇総合支所から南へ約 760mに位置する第3種農地です。

譲受人は業務拡大に伴い、現在の資材置き場は手狭になったため、新たな資材置場を探していたところ、当該地を借り受けることとなりました。譲渡人は高齢のため耕作が困難であり、農業後継者もいないことから、貸付けることとなりました。

3月5日に事務局支所担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

それでは、11番委員は入場してください。

(委員入場)

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、152 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、貸駐車場です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂駅より南東へ210mのところの位置しております。

譲受人は現在、駅通りに4台分の駐車場を借りております。この度自宅に隣接した申請地を6台分の駐車場として整備して譲受人が所属する会社に貸し付けるということです。譲渡人は相続により取得したが、耕作管理ができないので、今回譲り渡すことにしたということです。

3月4日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い、調査いたしました。問題はなく許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願

いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、293 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂駅より北へ246mのところの位置しております。

譲受人は周辺の宅地化が進み、人口が増加傾向にあり、宅地化の需要が見込まれることから、この地区を選定いたしました。その一体利用地と合わせて3区画分の宅地を造成して販売するという事です。譲渡人は高齢となり、申請地を維持管理することが困難となり、譲受人の希望通り売り渡すことにしたということです。

3月4日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い、調査いたしました。問題はなく許可相当と思われ。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、297 m<sup>2</sup>です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

説明します。

申請地は周東総合支所から南東へ約 1.4 km のところに位置します。

譲渡人は高齢で農地の維持管理も難しくなってきたので、希望があれば譲渡したいと考えていたところ、譲受人から求められ、応じたということです。譲受人は近く結婚を機に自己用住宅建築用地に申請地を求めたものです。

3月3日に支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。許可相当と判断しております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

続いて、「議案第10号 農用地利用集積等促進計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、説明します。まず、議案の表の見方について、少し説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画一括契約の明細についてですが、地区別に番号を付しており、1番岩国地区から、8番美和地区までに分けております。

また、それぞれの地区に、地区番号を冠した4桁の枝番を付しており、例えば、岩国地区であれば1-1001から1-1079までで79件、美和地区は8-8001から8-8093までで93件といった明細となっております。

なお、この番号を付した後に利用権設定申出の取り下げがあった場合、その番号については欠番としております。

これらの明細を集計し、A3サイズで地区別集計表をお配りしております。

各地区、市全体において、どのくらいの集積規模の促進計画案となっているか、集計表により、説明させていただきます。

それでは、一括契約から件数、集積規模等を読み上げます。

1番岩国地区、合計件数79件。合計筆数146筆うち田124筆、畑20筆、その他2筆。合計面積、172,018㎡。

2番由宇地区、合計件数20件。合計筆数38筆。うち田17筆、畑6筆、その他15筆。合計面積45,488㎡。

3番玖珂地区、合計件数13件。合計筆数25筆。うち田25筆。合計面積43,348㎡

4番本郷地区、合計件数18件。合計筆数36筆。うち田28筆、畑8筆。合計面積32,577㎡

5番周東地区、合計件数127件。合計筆数263筆。うち田258筆、畑5筆。合計面積434,225.15㎡

6番錦地区、合計件数17件。合計筆数27筆。うち田24筆、畑3筆。  
合計面積31,492㎡

7番美川地区、合計件数4件。合計筆数4筆。うち田4筆。合計面積  
4,377㎡

8番美和地区、合計件数93件。合計筆数149筆。うち田147筆。畑2  
筆。合計面積172,611.30㎡

市全域を合計しますと、合計件数371件。合計筆数688筆。うち田627  
筆、畑44筆、その他17筆。合計面積936,136.45㎡となります。利用権  
設定後の利用の内容は、ほぼ各地区が主として水田、次いで普通畑となっ  
ています。全体の合計件数371件について、契約年数別で見ますと、3年  
未満3件、3年以上6年未満2件、6年以上10年未満15件、10年以上  
105件となっております。設定する権利の種類別では、使用貸借による権  
利の設定221件、賃貸借による権利の設定150件となっております。合計  
筆数688筆について、更新と新規の内訳は、更新の筆数427筆、新規の筆  
数251筆となっております。現況地目別の内訳は、田626筆、畑44筆、  
その他18筆となっております。

この一括契約による農用地利用集積等促進計画は、本日の総会の後、農  
林振興課において令和8年4月1日に公告予定となっております、この公告を  
もって、効力が発生いたします。公告日以降、速やかに、貸し手と借り手  
の双方に通知します。

続きまして、所有者・中間管理機構間契約について説明させていただきます。  
明細の13ページ、番号1-40については、明細作成後に取り下げ  
となりました。集計表は、この取り下げ後の件数等となっております。

中間管理機構への集積分の地区別内訳は、3番玖珂地区、合計件数27  
件。合計筆数70筆、内訳はすべて田。合計面積82,182㎡。

5番周東地区、合計件数12件。合計筆数33筆、内訳はすべて田。合計  
面積60,884㎡。

6番錦地区、合計件数8件。合計筆数29筆、うち田24筆、畑5筆。合  
計面積36,255㎡。

合計件数47件について、契約年数別では、3年以上6年未満1件、6  
年以上10年未満29件、10年以上17件となっております。設定する権利  
の種類別では、使用貸借による権利の設定24件、賃貸借による権利の設  
定23件となっております。合計筆数132筆について、更新と新規の内訳  
は、更新の筆数90筆、新規の筆数42筆となっており、新たに42筆の農  
地の集積が図られることとなります。現況地目別の内訳は、田127筆、  
畑5筆となっております。

機構への集積分については、A4明細の備考欄に配分先予定者を記載し  
ております。

本来であれば、この総会でご意見をいただき、その後、やまぐち農林振  
興公社における促進計画の決定、県が認可されるのを待って、2ヶ月程度  
後の総会において、配分先の設定案についてもご意見をいただくという、  
二段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回、配分  
先を掲載して、上程させていただいておりますので、ご了承ください。

こちら最終的には、山口県の認可、公告によって、利用権設定の効力が生じることになります。

一括契約及び所有者・機構間契約の促進計画案に対する意見を市から求められており、意見の有無や内容を市に回答することとなっております。

以上、議案第10号 農用地利用集積等促進計画の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

皆様の方からご意見等はありませんか。

第17番

確認なんですけど、よくわからないのですが、農地をどこかへ預けたいという時に、農林振興公社を通して預けるのか、直接近所の大きくやっておられる方に預けるかと言ったら、これを人から相談を受けたらどっちか紹介する場合、どちらを勧めるのが良いのでしょうか。

事務局

どちらが正解というのはなくて、その地区にもし地域計画があれば、地域計画に沿った形でご案内していただくのがいいかと思えますけども。利用権設定については、今回の一括契約のようにそれぞれが賃料のやり取りしたいという方もいらっしゃいますし、二段階で大きな方に集積をすね、集積された耕作者さんにとってはその賃料のやり取りなんかを中間管理機構が入ったほうが、今後の活動がしやすいというケースもございますので、正解はないという形にはなるのですが、その場所によるかと思えます。

事務局

一括契約の場合は、貸し手さん借り手さんの方で物納であったり、賃借料であったりとかいうのは双方それぞれでやり取りをしてもらいます。契約上、そこに中間管理機構が入った3者契約のような形でというのが、でも直接のやり取りは農家さん本人でやってくださいというのが一括になります。二段階、今の中間管理機構の場合は、貸し手さんが機構に貸して、機構が、例えば賃料が発生した場合は機構がまずお金を集約します。借り手さんがいらっしゃれば、借り手さんから賃料をもらうという、その間に一回機構が入ります。という違いがあります。なので大きく集約しているんな方から借りるという借り手のほうですね、借り手の方がいろんな方から借りる場合には、それぞれやり取りするのではなくて機構を一体通して、機構からそのまま賃借料いただくとか払い込むとかいうことができるので、そちらのような場合には二段階をお勧めしたほうがいいのかなどは思います。

議長

そのほかありませんか。

(意見なし)

意見がありませんので、この農用地利用集積等促進計画について、意見なしと決定し、その旨の意見を付して市長に送付します。

続いて、「議案第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

(案)について」を上程します。事務局より、議案説明してください。

それでは議案第11号岩国市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について説明いたします。お手元にあるA4サイズ縦書きの指針案をご覧ください。ページ数が6ページ。3枚綴りになります。これは前回の総会でお配りしたもので、その前が令和5年4月1日の基準日で作成した方針分となります。この度はお手元にあるのは、令和8年変更にするところを赤文字で記しております。

まずは修正があります。各ページをめくっていただいたら、表が差し込んであると思いますが、本指針は10年後を目指すものとなっており、各項目の目標を現状、3年後、最終目標という形で縦書きで表しております。全ての項目において最終的な目標が令和15年3月となっておりますが、令和18年3月に修正をお願いします。

簡単に主だったものを説明させていただきます。1ページ目、第1基本的な考えですが、特に変更はありません。農業委員会等に関する法律の改正により「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の最も重要な必須事務として位置づけられています。先ほど申しましたとおり10年後の農地を見据えた目標数値指針となっており、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証、見直しをすることとしています。

2ページ、第2、具体的な目標、推進方法評価方法、1遊休農地の発生防止・解消についての(1)遊休農地の解消目標ですが、(A)の管内農地面積は山口県が毎年公表する作付面積統計による数値に昨年実施した農地パトロールの遊休農地の面積を足したものとなっております。ただし、現時点でその数値は出ておらず、今現在は令和7年4月1日の数値を記載していますが、この数値が分かり次第、確定次第修正をしたいと思います。

(B)の遊休農地面積は令和7年度、今年度の農地パトロールでの数値です。因みに令和7年度調査では48haと書いてありますが、132haとなっております。(B)÷(A)はその割合を%で示した数値で、目標としては、現状の遊休農地を3年後には20%強、10年後には全て解消するという数値としています。なお、主な具体的な推進方法ですが、農業委員・推進委員の状況共有を図り農地の情報を把握、また地権者の意向を確認し農地中間管理事業等を利用し農地の貸借等を推進していくこととしています。

次に3ページ、2担い手への農地利用の集積・集約化についての(1)担い手への農地利用集積目標ですが(A)の管内農地面積は山口県が毎年公表する「作付面積統計」による数値になっています。

先ほど同様、現時点でその数値は出ておらず令和7年4月1日の数値を記載しています。隣の(B)の集積面積は市内の担い手として位置づけられている個人、法人へ集積されている農地の面積となっております。こちらも現在は昨年の数値となっておりますが、分かり次第、農林振興課からいただいている数値ですので、そこがわかり次第修正をかけたいと思います。

(B)÷(A)は同じくその割合を%で示した数値で、目標としては、山口県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の数値と同じ60%を数値目標としています。また、3ページ下ですね、参考として農林振興

部局、市の担い手にかかる現状と目標数値を表として現わしています。なお、主な具体的な推進方法ですが、先ほどの遊休農地の解消と同様に農業委員・推進委員や関係機関との連携を図るほか、昨年度策定した「地域計画」のブラッシュアップに取り組むことにより、担い手確保・担い手への農地の集積・集約化を推進していくこととしています。

次に3. 新規参入の促進についての(1)新規参入の促進目標ですが個人・法人ともに現状は実績数値を入れてあります。なお、法人数の現状実績については、一般企業、集落営農法人でない一般企業の法人数として計上していますが、その下ですね、3年後の目標としては市の農林業振興基本計画としては、集落営農法人の数値だけを設定しているため、この3年後の目標、10年後の目標にはこの数値は入っておりません。市の計画は令和8年度までの目標を3年後までには達成できるとし、10年後の目標は入れていませんが、令和9年度以降の計画で農林業振興基本計画が見直しになりますので、この目標が大きく変わるようであれば、指針の数値も反映させていきたいと思えます。なお、主な具体的な推進方法ですが、行政、委員会等、関係機関が一体となって参入者を支えながら推進していくこととしています。

最後の6ページ、地域計画の目標を達成するための役割ですが、前回までは「地域計画」を策定させるまでの役割を謳っていましたが、今回はその後の農業委員会としての役割、ブラッシュアップに関する内容を具体的に示しております。

以上が説明となります。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

まだ農林業センサスの各市町の数値の発表がありませんので、昨年7年の4月1日現在の数値を今回記載しておりますが、この農林業センサスの数値が発表次第、その数値と変更したいと思えます。

ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

異議がありませんので、議案第11号は承認することを決定します。

続いて、「議案第12号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を上程します。事務局より、議案説明してください。

事 務 局

令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について説明します。資料はA4の2枚3ページの資料になります。

最適化活動の目標の設定は国の通知により、毎年度3月末までに所定の様式を用いて翌年度の最適化活動の目標を設定することとなっています。

I 農業委員会の状況。農業委員会の現在の体制、令和8年4月1日の状況については、記載のとおりです。推進委員については、現在第4区及び第28区の2地区で欠員が生じており、これは引き続き推進委員の公募を実施していきます。2. 農家・農地等の概要。経営体数・農業者数ともに、直近の農林業センサスに基づいて記載することとしていますが、先ほどの議案11号と同様に2025年数値の公表がまだでできておりませんので、こり

らは、前回 2020 年の数値で記載しております。また、認定農業者数等の経営体数については、市の農林振興課が集計中のため、前年度の数値を記載しています。耕地面積は、2,530ha。これにつきましても、直近の耕地および作付面積統計の公表値に基づいて記載しています。

Ⅱ最適化活動の目標。1. 最適化活動の成果目標。(1) 農地の集積についてですが、①現状及び課題の数値は、農林振興課が集計中ですので、昨年の面積を記載しています。②目標の数値は、本総会の議案第11号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」及び山口県が令和7年12月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」などに基づく数値により記載しています。(2) 遊休農地の解消についてですが、①現状及び課題は、令和7年度の利用状況調査により判明したのは、1号遊休農地は132ha、そのうち緑区分は92ha、黄色区分は40haです。②目標。ア、現在の遊休農地の解消は、昨年と同じです。これは、令和3年度の遊休農地で判明した緑と黄色区分の遊休農地を、令和4年度から8年度の5年間で解消を図るという目標の数値で昨年度と同様になっています。イ、新規発生遊休農地の解消は、令和7年度の調査で新たに発生した緑区分の農地面積8haを記載しています。(3) 新規参入の促進についてですが、①現状及び課題は、農林振興課が集計中です。目標値は、10.9haです。これは、令和3年度から5年度の権利移動実績の平均の1割を目標としています。2. 最適化活動の活動目標、推進委員が最適か活動を行う日数目標は、今年度と同様に、月8日としています。(2) 活動強化月間の設定目標は、記載のとおりです。取組としては3項目ですが、回数は月数でカウントすることとなっておりますので4回となります。(3) 新規参入相談会への参加目標は、令和8年度の開催は、今のところ未定と聞いていますが、相談案件ごとに、随時対応としております。なお、この目標については、ご承認をいただいた後、令和8年4月末までに山口県等へ通知し、市のホームページでも公表する流れとなっております。

数値につきましては、まだ、固まっていないものがありますけれども、3月中に数値が出れば修正し、最終的な数値は、再度お示しさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

異議がありませんので、議案第12号は承認することを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。

面積は、508.99㎡の内385.939㎡です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、貸駐車場です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備してお

りましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区  
権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、341㎡です。  
届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地造成です。  
農地区分は、市街化区域です。  
以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 玖珂地区  
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況宅地。  
面積は、440㎡の内167㎡です。届出人は記載のとおり。  
転用目的は、農業用倉庫です。  
以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 錦地区  
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。  
面積は、1,660㎡です。届出人は記載のとおり。  
理由は、合意解約です。  
ほか3件、合計4件の通知がありました。

議 長

報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 周東地区  
報告年月日は、令和8年1月31日。法人の住所・名称は記載のとおり。  
事業年度は、8月1日から7月31日。法人形態は株式会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

議 長

ほか2件、合計3件の提出がありました。

報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。  
以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局

・所有者不明農地と農用地利用集積等促進計画の二段階の配分公告が終了した旨の報告。

議長

引き続きまして、全国農業新聞を題材とした勉強会を始めたいと思いましたが、13日金曜日の全国農業新聞がまだ配達されていないと思います。今日帰ったらポストに入っていると思います。2週間前の新聞をもって来られている委員もおりますが、今日は時間も過ぎていることから、今回は省略させていただきたいと思います。なお、月曜日がこのように総会の時はその前の週を持参していただければ間違いのないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ここでこの3月末をもちまして役職定年になります佐伯局長の方から最後の挨拶になります。

事務局長

(挨拶)

議長

次回定例総会は、4月16日(木)午前10時から、岩国市民文化会館第一研修室を予定しています。また、農業新聞勉強会には、4月10日版の農業新聞を持参いただき、意見や感想、気になった記事などを伺いますので、よろしくお願いいたします。

これで総会は、終了します。

次回総会について

令和8年4月16日木曜日10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前11時20分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会長

梅川 仁樹

署名委員

林 聡文

署名委員

小林 増次